

災害時における市有施設の応急修理等に関する協定

札幌市（以下「甲」という。）と、札幌市管工事業協同組合（構成員等は別紙のとおり。以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等において、都市局建築部が行う市有施設の応急修理等（以下「修理等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、札幌市地域防災計画に基づき、都市局建築部が行う市有施設の修理等を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、修理等の実施が必要と認めるときには、乙に対し、協力を要請することができる。
2 前項の協力要請は、口頭、電話等で行うものとする。その後、速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 協力内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の整備・共有
- （2）協力実施体制の整備・共有
- （3）資機材保有状況の報告
- （4）修理等の実施に係る対応
- （5）その他円滑な修理等の実施のために必要な対応

（報告等）

第4条 甲及び乙は、第3条第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制（別紙1）を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

2 乙は、第3条第3号に規定する会員の資機材の保有状況（別紙2）について把握し、甲に報告するものとする。

3 前項の報告等は、この協定締結後直ちに行うとともに、以降毎年5月末までに所要の更新を行うものとする。

ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 この修理に要した費用については、甲が負担する。

（労災補償）

第6条 応急修理等の実施により、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の

会員の労災保険により補償するものとする。

(細目)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(効力)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有する。なお、この協定を解除するときは、解除しようとする日から30日前までに文書で通知しなければならない。

(定めのない事項の協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 1月29日

甲 札幌市中央区北一条西二丁目
札幌市
札幌市長 上田文雄



乙

札幌市中央区北2条東8丁目86番10号
札幌市管工事業協同組合
理事長 佐藤安幸

